

平成 27 年度第 2 回公共調達審査会活動状況報告書

沖縄労働局

- 1 開催日
平成 27 年 9 月 28 日 (月)

- 2 委員の氏名及び役職等
委員長 大嶋 直樹 (労働基準部長)
委員 松嶋 歩 (職業安定部長)
委員 松野 市子 (雇用均等室長)

- 3 審査対象期間
平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで

- 4 審査契約件数
 - (1) 公共工事
 - ① 競争入札によるもの
 - ・審査対象件数 1 件
 - ・審議件数 1 件
 - うち、低入札価格調査の対象となったもの 0 件
 - ② 随意契約によるもの
 - ・審査対象件数 0 件
 - ・審議件数 0 件
 - (2) 物品・役務等
 - ① 競争入札によるもの
 - ・審査対象件数 26 件
 - ・審議件数 19 件
 - うち、契約金額が 500 万円以上のもの 11 件
 - うち、参加者が一者しかいないもの 8 件
 - うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が 2 分の 1 を超えるもの 0 件
 - ② 随意契約によるもの
 - ・審査対象件数 21 件
 - ・審議件数 17 件
 - うち、契約金額が 500 万円以上のもの 13 件
 - うち、直近の随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの 0 件
 - うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0 件
 - うち、企画競争又は公募をしたが、参加者 (応募者) が一者しかいないもの 2 件
 - うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が 2 分の 1 を超えるもの 0 件

5 審議案件の抽出方法

沖縄労働局公共調達審査会運営要綱第7条に基づき抽出した。

公共工事については、競争入札によるものが1件であり審議案件とした。

物品・役務等については、対象が47件（一般競争入札26件、随意契約21件）であり、うち契約金額500万円以上のものが24件（一般競争入札11件、随意契約13件）であり、全てを審議案件とした。

また、500万円未満の案件は、計23件（競争入札によるもの15件、随意契約によるもの8件）となり、1/2以上を抽出して12件（競争入札によるもの8件、随意契約によるもの4件）を審議対象案件とした。なお、抽出にあたっては、契約金額の高いものを優先した。

6 審議結果

(1) 不適切等と判断した件数 0 件

(2) 結果内容及び措置状況

公共工事及び物品・役務等の契約に係る競争参加資格等の設定及び予定価格の設定等について、審議案件は適正であると認められた。

なお、以下の点を留意点として確認や指摘が行われた。

① 競争入札による公共工事について

- ・ 通番1 について

契約の概要であるが空調機の設置後10年を経過している機器の未更新の8台分ということであるが、全設置台数14台のうち前回の未実施分を行ったのか。また、空調機の耐用年数は何年なのか。

⇒ 全14台のうち直近では平成24年度・25年度に4台更新工事を行ったが今回未更新の8台分を実施した。空調機の耐用年数は15年程度である。

② 競争入札による物品役務について

- ・ 通番1～6 について（消耗品等）

審査該当事項無し。

- ・ 通番7～9 について（清掃業務）

契約を請け負った会社が3件の事案とも同一の会社でいずれも300万円台となっている。また、通番8については、予定価格と契約金額の差が約400万円となっているが、積算は面積によるものなのか。

⇒ 面積で積算している。

入札の際、社会保険の加入状況の確認は行っているのか。

⇒ 2年分の加入状況を確認している。

- ・ 通番12～13 について（複合機の保守管理）

審査該当事項無し。

- ・ 通番16～17 について（電気・機械設備運転保守管理、駐車場交通誘導業務）

毎年、入札している業者であるのか。また、予定価格の設定自体もその年の経済状況等を考慮して設定しているのか。

⇒ 26年度も同じ業者である。予定価格については、過去の実績を参考にして設定しているが、毎年下がっている状況である。

- ・ 通番20、について

レンタカーについては今年度から契約しているのか。

⇒ 3年前から契約を行っており、今年度から名護所を追加している。

- ・ 通番22～23 について

審査該当事項無し。

- ・ 通番24～26 について

契約内容の履行状況の確認は行っているのか。

⇒ 原課で契約内容の履行状況の確認を行っている。

③ 随意契約による公共工事について

審査該当事案無し。

④ 随意契約による物品役務について

- ・ 通番2～3 について

審査該当事案無し。

- ・ 通番5～11 について

審査該当事案無し。

- ・ 通番12～18 について

審査該当事案無し。

- ・ 通番19～20 について

審査該当事案無し。

- ・ 通番21 について

宮古島市地域雇用創造協議会との24年度から26年度までの契約と今回の契約との違いは何か。

⇒ 「実践型」と前回名称と同じであるが、取組内容を変えて発展した計画となっている。

27年度契約の受託者は、宮古島市地域雇用創造協議会である。24年度から26年度の契約も同じ名称の団体であったが同じ団体なのか。

⇒ 27年度の受託者は、24年度に契約した団体と同じ名称ではあるが、実態は異なる。